

物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約による こととした理由	その他必要な事項 (備考)
放射線治療装置移 設・サーバ更新	事務部用度課 さいたま市中央区上 落合8-3-33	平成28年1月15日	シーメンス・ジャパ ン株式会社 さいたま市北区宮原 町2-103-30	117,720,000 円	契約業者は当該システムの 開発業者であり、専門的技 術・能力を有するのは当該 メーカーのみあることか ら、契約の性質又は目的が 競争を許さない場合に該当 するため（日本赤十字社会 計規則第36条第3項）	
既存放射線機器移 設・アップグレード	事務部用度課 さいたま市中央区上 落合8-3-33	平成28年2月9日	東芝メディカルシス テムズ株式会社 さいたま市北区土呂 町1-45-10	105,732,000 円	契約業者は当該システムの 開発業者であり、専門的技 術・能力を有するのは当該 メーカーのみあることか ら、契約の性質又は目的が 競争を許さない場合に該当 するため（日本赤十字社会 計規則第36条第3項）	
既存放射線機器移 設・アップグレード	事務部用度課 さいたま市中央区上 落合8-3-33	平成28年3月14日	シーメンス・ジャパ ン株式会社 さいたま市北区宮原 町2-103-30	55,404,000 円	契約業者は当該システムの 開発業者であり、専門的技 術・能力を有するのは当該 メーカーのみあることか ら、契約の性質又は目的が 競争を許さない場合に該当 するため（日本赤十字社会 計規則第36条第3項）	
既存放射線機器移 設・アップグレード	事務部用度課 さいたま市中央区上 落合8-3-33	平成28年3月28日	株式会社フィリップ スエレクトロニクス ジャパン さいたま市北区宮原 町3-77-2	37,800,000 円	契約業者は当該システムの 開発業者であり、専門的技 術・能力を有するのは当該 メーカーのみあることか ら、契約の性質又は目的が 競争を許さない場合に該当 するため（日本赤十字社会 計規則第36条第3項）	
既存放射線機器移設	事務部用度課 さいたま市中央区上 落合8-3-33	平成28年2月9日	株式会社日立製作所 さいたま市北区宮原 町2-103-30	10,314,000 円	契約業者は当該システムの 開発業者であり、専門的技 術・能力を有するのは当該 メーカーのみあることか ら、契約の性質又は目的が 競争を許さない場合に該当 するため（日本赤十字社会 計規則第36条第3項）	
既存機器移設・放射 線画像管理システム 大容量ストレージ装 置・読影レポート・ 遠隔読影システム	事務部用度課 さいたま市中央区上 落合8-3-33	平成28年10月19日	富士フィルムメディ カル株式会社 さいたま市大宮区浅 間町2-240	63,363,211 円	契約業者は当該システムの 開発業者であり、専門的技 術・能力を有するのは当該 メーカーのみあることか ら、契約の性質又は目的が 競争を許さない場合に該当 するため（日本赤十字社会 計規則第36条第3項）	
歯科口腔外科部門機 器設備	事務部用度課 さいたま市中央区上 落合8-3-33	平成28年11月24日	株式会社八甕 さいたま市中央区鈴 谷6-4-5	28,492,155 円	契約業者は当該システムの メーカー代理店であり、他 業者では取扱い不可能であ ることから、契約の性質又 は目的が競争を許さない場 合に該当するため（日本赤 十字社会計規則第36条第3 項）	
統合ネットワークシ ステム保守	事務部用度課 さいたま市中央区上 落合8-3-33	平成29年1月30日	エイチ・シー・ネッ トワークス株式会社 台東区浅草橋1-22- 16	68,580,000 円	契約業者は当該システムの 開発業者であり、専門的技 術・能力を有するのは当該 メーカーのみあることか ら、契約の性質又は目的が 競争を許さない場合に該当 するため（日本赤十字社会 計規則第36条第3項）	
プリンタ保守	事務部用度課 さいたま市中央区上 落合8-3-33	平成29年3月14日	小林クリエイト株式 会社 さいたま市大宮区下 町1-42-2	5,054,400 円	契約業者は当該システムの 開発業者であり、専門的技 術・能力を有するのは当該 メーカーのみあることか ら、契約の性質又は目的が 競争を許さない場合に該当 するため（日本赤十字社会 計規則第36条第3項）	

備考

- 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

備考

- 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約による こととした理由	その他必要な事項 (備考)
塵芥処理設備移設工 事	事務部 施設課 さいたま市中央区新 都心1-5	平成28年10月25日	新明和工業株式会社	7,398,000 円	契約業者は当該設備のメー カーであり、他業者では取 扱い不可能であることか ら、契約の性質又は目的が 競争を許さない場合に該当 するため（日本赤十字社会 計規則第36条第3項）	
昇降機設備保守契約	事務部 施設課 さいたま市中央区新 都心1-5	平成29年1月1日	三菱電機ビルテクノ サービス株式会社	27,533,520 円	契約業者は当該機の製造 メーカーであり、緊急時 にも迅速に対応できること から、契約の性質又は目的 が競争を許さない場合に 該当するため（日本赤十字 社会計規則第36条第3項）	
院内カーテンメンテ ナンスリース契約	事務部 施設課 さいたま市中央区新 都心1-5	平成28年11月29日	キングランメディケ ア株式会社	28,771,200 円	新病院開院前に設置を完了 させる必要があったこと から、緊急の必要により競 争に付することができない 場合に該当するため（日本 赤十字社会計規則第36条 第3項）	
洗濯業務及びリネン 業務委託契約	事務部 施設課 さいたま市中央区新 都心1-5	平成29年1月1日	日章警備保障株式会 社	15,292,800 円	現在院内洗濯業務を委託し ている業者であり院内の洗 濯業務に精通し、新病院開 院を控え開院後の混乱を 避ける必要があることから 、契約の性質又は目的が 競争を許さない場合に 該当するため（日本赤十字 社会計規則第36条第3項）	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。